

議案第33号

大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市あすなろ基金条例（平成2年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例

大田原市あすなろ基金条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。